

定額負担について

現在当院では、国の推進する「医療機関の機能分担」に基づき、他の病院または診療所からの紹介状なしに直接受診された初診患者（休日・時間外の救急外来・救急搬送受診についても医師が緊急・重症でないと判断した場合を含む）については、医療費の他に定額負担として、医科は7,700円（税込）、歯科5,500円（税込）をお支払いいただいております。

是非、「かかりつけ医」をお持ちいただき、紹介状を持って受診していただきますようお願いいたします。

また、再診患者で病状が安定し、当院から「かかりつけ医」へ紹介を行った患者が、かかりつけ医の紹介状なしに再受診された場合、あるいは「かかりつけ医」への紹介を当院医師より申し出たが、引き続き当院にて診療を希望された患者につきましては、医療費の他に定額負担として受診するごとに、医科は3,300円（税込）歯科は2,750円（税込）をお支払いいただいております。

なお、医科（歯科以外）と歯科は、健康保険法上、別の管轄となりますので、それぞれ別に定額負担を徴収させていただきます。

◇初診及び再診に関する定額負担とは

国が、病院と診療所の機能分担の推進を図るために定めた制度で、他の医療機関等からの紹介なしに、特定機能病院または200床以上の地域医療支援病院を受診した場合、初診料・再診料の他に各病院が定めた金額を徴収することとなっております。

もちろん、受診時に紹介状があれば定額負担は必要ありません。



当院は、今後もこうした国の進める制度に積極的に取り組み、地域医療の充実に貢献していけるよう努力いたしますので、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。